

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事	平成29年7月31日
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 城陽市寺田東ノ口16番地、17番地	報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 城陽市長 奥田 敏晴

主たる業種	地方公共団体	細分類番号	9	8	2	1								
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号												
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで													
基本方針	別添「環境方針」のとおり													
計画を推進するための体制	別添「環境政策推進組織図」のとおり													
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23~25) 年度	第1年度 (26) 年度	第2年度 (27) 年度	第3年度 (28) 年度	増減率								
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業活動に伴う排出の量	6,215.9 トン	6,179.0 トン	6,108.0 トン	6,244.7 トン	-0.6 パーセント								
	評価の対象となる排出の量	6,282.8 トン	6,085.0 トン	6,085.0 トン	5,741.6 トン	-5.0 パーセント								
	実績に対する自己評価	事業活動に伴う排出の量については、基準年度比0.5%増加となったなるが、評価の対象となる排出の量（第一期計画期間の超過削減量から503.1トンを充当）は8.6%削減となり、目標（基準年度比3.1%削減）を達成した。												
重点的に実施する取組の実施状況	原単位の指標	基準年度 (25) 年度	第1年度 (26) 年度	第2年度 (27) 年度	第3年度 (28) 年度	備考								
具体的な取組及び措置の内容	事業の用に供する建築物の用途 市庁舎等	事業活動に伴う排出の量 (開序日) 25.48	25.32	25.14	25.70	-0.37 パーセント								
		事業活動に伴う排出の量 ()				パーセント								
	実績に対する自己評価	1%増加となる。29年度は第3期エコプランの最終年度なるため、次期エコプランの策定を行うにあたり、再度見直しを行い、事業活動に伴う排出量の削減に努める。												
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	措置の内容	区 分	第1年度 (26) 年度	第2年度 (27) 年度	第3年度 (28) 年度	備考								
特記事項	地球温暖化対策に資する社会貢献活動	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン									
		地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン									
		再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン									
		グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン									
		温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	トン	トン	トン									
		合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン									
第一計画期間の超過削減量を、第二計画期間の温室効果ガス排出量から次のとおり差し引く。 <table border="1"> <tr> <th>超過削減量</th> <th>第1年度</th> <th>第2年度</th> <th>第3年度</th> </tr> <tr> <td>620.1 トン</td> <td>94.0 トン</td> <td>23.0 トン</td> <td>503.1 トン</td> </tr> </table>							超過削減量	第1年度	第2年度	第3年度	620.1 トン	94.0 トン	23.0 トン	503.1 トン
超過削減量	第1年度	第2年度	第3年度											
620.1 トン	94.0 トン	23.0 トン	503.1 トン											
「第3期城陽市エコプラン」に基づき、平成25年度から平成29年度の5年間に、対13年度比で12%（年平均）削減する目標を掲げ取組んでいる。														

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。